

宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）の修正箇所について

ページ	初案（旧）	案（新）	ご意見の概要及び市の考え方
1	<p>（2）本市のこれまでの都市づくりと課題</p> <p>一般的には、居住エリアをコンパクトにし、人口密度と都市機能の維持を可能とする効率的な土地利用に取り組む必要がありますが、<u>宇治市は比較的人口密度が高く、公共交通ネットワークが充足しており、市域全体で暮らしやすい環境が整っていることが特徴です。</u></p>	<p>（2）本市のこれまでの都市づくりと課題</p> <p>一般的には、居住エリアをコンパクトにし、人口密度と都市機能の維持を可能とする効率的な土地利用に取り組む必要があります。一方で、<u>宇治市は比較的人口密度が高く、鉄道駅から半径1km、バス停留所から半径400mの範囲に人口の約9割の方が居住されていることから、鉄道を中心として公共交通ネットワークに恵まれた都市であると言えます。その公共交通ネットワークを介して市域全体で概ね暮らしやすい環境が整っていることが特徴としてあげられます。</u></p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>「公共交通ネットワークが充足しており」という表現は、多くの市民の意見を聞いた上での現状認識とは思えない。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。</p> <p>市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。</p>
38 39	<p>（1）まちづくりの目標（ターゲット）</p> <p>（2）まちづくりの基本方針（ストーリー）と誘導する都市活動のイメージ</p> <p>本市の概況や課題を受けて、本プランにおけるまちづくりの基本的な方針と<u>誘導する都市活動を次のように設定しました。</u></p> <p>（<u>誘導する都市活動のイメージ</u>）</p>	<p>（1）まちづくりの目標</p> <p>（2）まちづくりの基本方針と<u>目指すべき都市活動のイメージ</u></p> <p>本市の概況や課題を受けて、本プランにおけるまちづくりの基本的な方針と<u>目指すべき都市活動を次のように設定しました。</u></p> <p>（<u>目指すべき都市活動のイメージ</u>）</p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>誘導という言葉に違和感がある。住むところは、自分で選んで土地を買って家を建てて決めたいという思いがあり、居住空間を「誘導」という表現はいかなものか。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないよう全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。</p>
47	<p>（2）都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>宇治市に愛着を持って住み続けたい、宇治市で働きたい、宇治市に訪れたいと思える人が多い、<u>持続可能なまち・宇治の実現に向けては、現在の比較的人口密度が高く、公共交通ネットワークが充足している状況を踏まえると、拠点へ今ある都市機能を集約するだけでなく、宇治の特徴を未来につなげるための都市機能の充実・強化が必要です。</u></p>	<p>（2）都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>宇治市に愛着を持って住み続けたい、宇治市で働きたい、宇治市に訪れたいと思える人を増やし、<u>持続可能なまち・宇治の実現に向けては、比較的人口密度が高く、鉄道を中心として公共交通ネットワークに恵まれた都市である状況を踏まえると、今ある都市機能を拠点に集約するだけでなく、宇治の特徴を未来につなげるための都市機能の充実・強化が必要です。</u></p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>「公共交通ネットワークが充足しており」という表現は、多くの市民の意見を聞いた上での現状認識とは思えない。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。</p>

ページ	初案（旧）	案（新）	備考																																																
54	<p>誘導施設の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>施設の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合病院</td> <td>・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院</td> </tr> <tr> <td>大規模小売店舗</td> <td>・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設</td> </tr> <tr> <td>総合福祉会館・地域福祉センター</td> <td>・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点</td> <td>・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>・ 学校教育法に規定する大学</td> </tr> <tr> <td>小中一貫校</td> <td>・ 市が設置する小中一貫校</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの</td> </tr> <tr> <td>地域交流施設</td> <td>・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設</td> </tr> <tr> <td>観光センター</td> <td>・ 市が設置する観光センター</td> </tr> <tr> <td>市役所</td> <td>・ 本市の市役所本庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	施設	施設の定義	総合病院	・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設	総合福祉会館・地域福祉センター	・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター	地域子育て支援拠点	・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点	大学	・ 学校教育法に規定する大学	小中一貫校	・ 市が設置する小中一貫校	文化施設	・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの	図書館	・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの	地域交流施設	・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設	観光センター	・ 市が設置する観光センター	市役所	・ 本市の市役所本庁舎	<p>誘導施設の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>施設の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合病院</td> <td>・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)</td> </tr> <tr> <td>大規模小売店舗</td> <td>・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)</td> </tr> <tr> <td>総合福祉会館・地域福祉センター</td> <td>・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点</td> <td>・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>・ 大学 (※3)</td> </tr> <tr> <td>小中一貫校</td> <td>・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)</td> </tr> <tr> <td>地域交流施設</td> <td>・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設</td> </tr> <tr> <td>観光センター</td> <td>・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設</td> </tr> <tr> <td>市役所</td> <td>・ 本市の市役所本庁舎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 医療法第1条の5第1項に規定するもの (※2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定するもので、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設 (※3) 学校教育法第1条に規定するもの (※4) 学校教育法第2条に基づくもの (※5) 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ、博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条に規定する博物館に相当する施設又は市が設置する博物館と同種の事業を行う施設、建築基準法による用途が展示場(自社事務所に設ける展示スペースや当該施設内に店の構えがあり販売が行われる場合は除く)のもの (※6) 図書館法第2条第1項に規定するもの</p>	施設	施設の定義	総合病院	・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)	総合福祉会館・地域福祉センター	・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設	地域子育て支援拠点	・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設	大学	・ 大学 (※3)	小中一貫校	・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)	文化施設	・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)	図書館	・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)	地域交流施設	・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設	観光センター	・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設	市役所	・ 本市の市役所本庁舎	<p>【ご意見の概要】 誘導施設で図書館、大学、小中一貫校など、すぐイメージできるものと、抽象的な表現が混じっており、分かりやすく整理してはどうか。 誘導施設の定義については、具体的な内容を分かりやすく示してほしい。</p> <p>【市の考え方】 誘導施設の定義について、市民の方に分かりやすくお伝えるため、表現について整理します。</p>
施設	施設の定義																																																		
総合病院	・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院																																																		
大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設																																																		
総合福祉会館・地域福祉センター	・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター																																																		
地域子育て支援拠点	・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点																																																		
大学	・ 学校教育法に規定する大学																																																		
小中一貫校	・ 市が設置する小中一貫校																																																		
文化施設	・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの																																																		
図書館	・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの																																																		
地域交流施設	・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設																																																		
観光センター	・ 市が設置する観光センター																																																		
市役所	・ 本市の市役所本庁舎																																																		
施設	施設の定義																																																		
総合病院	・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)																																																		
大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)																																																		
総合福祉会館・地域福祉センター	・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設																																																		
地域子育て支援拠点	・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設																																																		
大学	・ 大学 (※3)																																																		
小中一貫校	・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)																																																		
文化施設	・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)																																																		
図書館	・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)																																																		
地域交流施設	・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設																																																		
観光センター	・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設																																																		
市役所	・ 本市の市役所本庁舎																																																		

ページ	初案（旧）	案（新）	備考
93	<p>（近鉄小倉駅） ○まちの良さを活かした、新たな魅力をもった都市空間の創出 既存商店などが並ぶ近鉄小倉駅周辺では、個性的で特色ある生活と商いが融合した活気あるまちをめざすとともに、地域拠点としてふさわしい機能を集め、駅を中心とした暮らしやすいまちをめざすため、民間事業者の活力も活用し、土地の利用の高度化を図るなど、人を集める新たな魅力の創出を検討します。</p>	<p>（近鉄小倉駅） ○まちの良さを活かした、新たな魅力をもった都市空間の創出 既存商店などが並ぶ近鉄小倉駅周辺では、個性的で特色ある生活と商いが融合した活気あるまちをめざすとともに、地域拠点としてふさわしい機能を集め、駅を中心とした暮らしやすいまちをめざすため、民間事業者の活力も活用し、土地の利用の高度化を図るなど、人を集める新たな魅力の創出を検討します。<u>また、西小倉地域においては、児童の減少により小学校で単学級化が発生している状況にあり、3つの小学校（西小倉小学校・北小倉小学校・南小倉小学校）と西小倉中学校を統合した施設一体型の小中一貫校を整備し、さらに、地域の学びや交流を担ってきた小学校の跡地については、将来に渡って西小倉及び宇治のまち全体が活性化するような跡地活用となるよう検討します。</u></p>	<p>【ご意見の概要】 近鉄小倉駅周辺エリアは、基本方針を最もバランスよく実施できるエリアであり、実施段階に移っているものについては、しっかり位置づけた方が良い。</p> <p>【市の考え方】 小倉駅前の周辺整備や小中一貫校の設置の計画については、本プランの誘導施策として分かりやすくお示しする必要があるため、丁寧な説明となるよう追記します。</p>
96	<p>○子育て等の都市サービス施設の維持・誘導 まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、子育て、教育・文化施設等の適正な水準をめざします。</p>	<p>○子育て等の都市サービスの維持・誘導 まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、子育て、教育・文化施設等の適正な水準をめざします。<u>また、施設一体型の小中一貫校を整備し、義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、学力の充実に向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育てていきます。</u></p>	

ページ	初案（旧）	案（新）	備考
104	<p>プラン全体</p> <p>居住誘導区域内の人口密度 目標の方向性</p> <p style="text-align: center;">➔</p>	<p>プラン全体</p> <p>居住誘導区域内の人口密度 目標値</p> <p style="text-align: center;">77.85 人/ha (2042 (R24))</p> <p>※2042 (R24) 年社人研準拠による趨勢値(64.08 人/ha) (目標値は第2期宇治市人口ビジョン (R2) を基に算出)</p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>プランが抽象的で具体策や評価指標、目標値が分かりにくい。バリアフリー新法に基づくバリアフリー化済鉄道駅数の評価指標について、市内14駅のうち残り2駅もバリアフリー化していくのなら、目標値を設定してはどうか。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>本プランは、概ね5年ごとに達成状況評価を実施しますが、目標を明確にするため、目標設定年次が5年以内の短期ではない等、一部のものについて、目標値を具体的に設定します。</p>
105	<p>まちづくり方針：拠点の役割に応じた充実・強化</p> <p>拠点ごとに立地している誘導施設の種類の</p> <p style="text-align: center;">目標の方向性</p> <p style="text-align: center;">➔</p>	<p>まちづくり方針：拠点の役割に応じた充実・強化</p> <p>拠点ごとに立地している誘導施設の種類の</p> <p style="text-align: center;">目標値</p> <p style="text-align: center;">5~9 種類</p> <p style="text-align: center;">(2042 (R24))</p>	
106	<p>まちづくり方針：</p> <p>バリアフリー新法に基づく 目標の方向性</p> <p>バリアフリー化済鉄道駅数 ➔</p>	<p>まちづくり方針：</p> <p>バリアフリー新法に基づく 目標値</p> <p>バリアフリー化済鉄道駅数 14 駅</p> <p style="text-align: center;">(2042 (R24))</p>	
107	<p>まちづくり方針：安全・安心な環境づくり</p> <p>公共施設等の耐震化率 目標の方向性</p> <p>(市有建築物の耐震化率) ➔</p> <p>(水道基幹管路等の耐震化適合率) ➔</p>	<p>まちづくり方針：安全・安心な環境づくり</p> <p>公共施設等の耐震化率 目標値</p> <p>(市有建築物の耐震化率) 100%</p> <p>(水道基幹管路等の耐震化適合率) 31%</p> <p style="text-align: center;">(2030 (R12))</p>	

【その他の軽微な変更箇所】

- 内容に影響のない、以下の部分を変更
- ・軽微な文言の修正、追記、文言や字体の統一、図のデザイン変更、表の時点更新、文字の大きさ、図表注記の追加など
- 参考資料として、用語集を追加